

平成と私とイチロー

「平成」などという元号は、私にとっては何の意味もないものであるが、「平成」という元号で区切られた30年間（1989～2019）は、かけがえのない時間である。

青春の迷走の果てに、司法試験に挑むところにいきついたので、合格率が2%の試験であったから、生まれつきの資質・能力で太刀打ちできるようなものではなかった。それでも何とか合格にたどり着いたのは、奇跡というほかない。その奇跡は、「昭和」の最後に起こった。だから、「平成」時代と私の法曹人生（修習生＋弁護士）とはぴったりと重なる。

平成元年からの実務修習を終えて、弁護士登録をしたのは平成3年の4月である。弁護士になったもののバブル経済がはじけ、「失われた20年」が始まったわけだから、状況は厳しかった。庶民や中小企業の相談にじっくりと耳を傾けながらも、決して依頼者の道具に堕ちることなく、依頼者に寄り添い、能力の足りない分はしぶとさで補う、というあたりが私の取り柄だったように思う。

数年ののち、共同経営弁護士になり、やがて世紀末（平成12年10月）には、単独事務所を創設するに至る。不景気は続いていたが、どういうわけか顧問先も事件依頼も増え、夜中までの執務を余儀なくされた。孤軍奮闘の10年間は、50代の10年間であったが、半端なく忙しかった。

楽しみは、朝のNHK（BS）のメジャーリーグ中継。見たいのはマリナーズのイチローのヒット。朝の1本のヒットが私に活力を与えた。おそらく私は、毎朝異郷でバットを振るイチローの存在そのものに励まされていた。

イチローは、私のデビューの翌年の平成4年（1992）にオリックスでプロデビューし、私が単独事務所を構えた翌年の平成13年（2001）にマリナーズに移った。イチローは1年遅れて私を追いかけ、200本安打を10年も続けた。私もオフシーズンなしに弁護士業を続けてきたが、その実績たるや比ぶべくもない。

ところが昨夜（平成31年3月21日）、イチローは東京ドームでメジャーリーガーとしての最後の試合を終え、引退を発表した。何とも区切りよく平成と

ともにプロ野球人生を終えるのだ。このたびは見事に先を越されてしまった。まだ 45 歳だそうである。これに対し、まだ現役を降りられない私は、50 歳まで現役でプレーすることを公言していたイチローから 5 年のギフトがあったことにして、あと 5 年は頑張ってみたい。

(2019.3.22 記)

【写真：19 年 2 月、同期会で 7 組のメンバーと、左が筆者】

